

「看護師の特定行為研修」の実習にご協力ください

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修実施病院です。



特定行為研修の実習とは？

- 経験のある看護師が専門的な研修を受けた後、医師の指示を受け、医師のみが行うことができるとされていた行為(医行為)の一部を実施する実習を行います。
(たとえば、褥瘡の処置や点滴の管理など)
- 特定の医行為を行う際の判断は、患者さんの病状について医師・歯科医師と常に相談、連携しながら、安全には十分に配慮して行います。
- 患者さんは、いつでも実習の拒否を申し出ることができ、それにより不利益を被ることはありません。
- 経験豊富な医師の指導のもと、平成30年度から実習を開始しています。
- 何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。



患者相談窓口

- この実習に係る相談がある場合は、1階正面ホールの**相談窓口**をご利用ください。

特定行為研修を修了したらどうなるの？



チーム医療のキーパーソンとして、
特定行為研修を修了した看護師は
よりタイムリーな対応が可能になります。